

事務連絡
令和3年4月16日

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課・人事担当課・市町村担当課扱い)

総務省地域力創造グループ地域政策課長

へき地以外の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

厚生労働省に設置されている労働政策審議会において、へき地以外の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする省令改正案が審議され、おおむね妥当との答申が出されたことを受けて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）」を速やかに改正する予定である旨が改正予定内容と併せて、別添のとおり厚生労働省より通知されております。

看護師等の確保策はワクチン接種体制整備の重要な取組の一つであるため、貴都道府県総務担当部局におかれましても、管内市区町村に周知いたただくとともに、衛生主管部局と連絡を密にして、貴都道府県及び管内市区町村における接種体制の確保に必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本件厚生労働省事務連絡では、各都道府県ナースセンターにおけるマッチング支援についても紹介されていますことを申し添えます。